

02

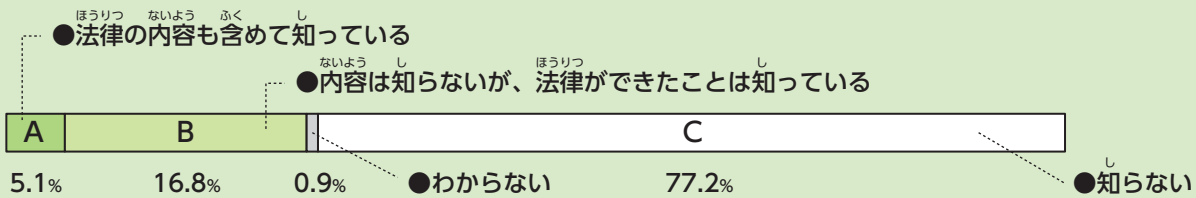
共生社会の実現のために ～ 障がいのある人の人権 ～

「障害者差別解消法」を知っていますか？

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくるため、2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法の認知度

（2017（平成29）年 内閣府世論調査より）



内閣府の世論調査によると、まだまだこの法律について知らない人が多くいることがわかります。

「障害者差別解消法」とは？

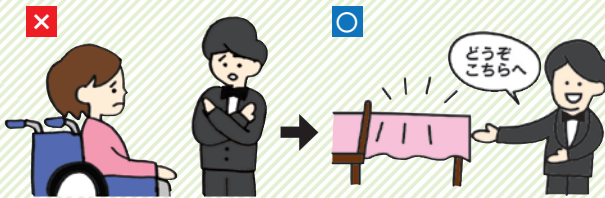
この法律では「不当な差別的取扱い」の禁止とともに、「合理的配慮の提供」を通じ、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

●不当な差別的取扱いとは

正当な理由がないのに、障がいがあるというだけでサービスなどの提供を断ったり、制限や条件を付けたりすること。

●合理的配慮の提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求め、意思の表明があったとき、社会的障壁を取り除くために何らかの対応をすること。



車いす利用者のレストランの利用を断る



車いすでも利用できる席へ案内する



聴覚障がいのある人に口頭でしか説明しない



手話や筆談などで対応ができる



障がいのある本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける



障がいのある本人に分かりやすく内容を説明する



視覚障がいのある人に印刷されたメニューしか提供しない



メニューを読み上げながら説明する

共生社会の実現のために

日常生活の中で、障がいのある人が不便だと感じることや困ることは、少しの工夫や配慮でかえられることもあります。

こうした取り組みの一步一步の積み重ねが、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

私たち一人ひとりにできることは？

障がいのある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切る（OFF）など決められたマナーを守る。

視覚障がいのある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

駐車場の「障がい者専用駐車スペース」は、必要な人のために空けておく。

盲導犬など身体障がい者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数人で協力してサポートする。

飯塚市の取り組み

01. 『共生社会ホストタウン』

飯塚市は、共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組むホストタウンに登録されています。

「飯塚国際車いすテニス大会」を「パラスポーツを通じた共生社会の実現」の象徴として位置づけ、宿泊施設やスポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進することにより、「すべての人に優しい飯塚」の実現を目指しています。

02. 『飯塚市手話言語条例』 2021（令和3）年4月施行

～「手話」は言語です～

飯塚市では、手話が言語であることを、広く市民や事業者のみなさんに知ってもらい、手話に対する理解と手話の普及を図り、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくりを実現するため、この条例を制定しました。

